R05-27　改訂第６版　新・農地の法律早わかり！　改訂概要

一般社団法人全国農業会議所出版部

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 改訂概要 |
| **Ⅰ 農地法****２　農地を耕作するために権利を取得する場合の許可**１）農地法３条の許可を受ける基準２）農地法３条の許可の基準３）許可を受けなくても農地等を取得できる場　　　　　　合**４　賃借人の保護など農地の賃貸借関係に関する制度**３）法定更新（農地法17条）**７　農地台帳・地図の作成・公表** | ・許可の基準から「最低経営規模以上」を削除・旧３条２項５号（下限面積要件）を削除・農用地利用集積計画を削除し、農用地利用配分計画を農用地利用集積等促進計画に変更**（以降、農用地利用集積計画と農用地利用配分計画の記述については、同様の変更を行っています。）**・農地中間管理機構による経営受託権の取得を追加・農用地利用集積等促進計画によって設定された場合の取り扱いを追加・農地台帳への記載事項に国籍等を追加・全国農地ナビをeMAFF農地ナビに変更 |
| **Ⅱ 農業経営基盤強化促進法****１　基盤強化法の仕組み****２　地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）****３　農地中間管理機構の特例事業****（参考）経過措置として行う農用地利用集積計画** | ・利用権設定等促進事業を削除し、地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）を追加（新規）・地域計画の作成から公告までの手順を追加（新規）・農地中間管理事業の特例を追加（新規）・経過措置として行われる農用地利用集積計画の概要と作成の手順について記載 |
| **Ⅲ　農地中間管理事業****１　農地中間管理事業****２　農用地集積等促進計画**１）作成手順等　２）農地の貸借等の要件　　３）所有者不明農地への対応**３　賃貸借契約等の解除****（参考）農用地利用集積計画による一括方式** | （新規）農地中間管理事業について、都道府県、農地中間管理機構、市町村・農業委員会等のそれぞれの役割を説明（新規）・計画の作成手順について、フロー図を用いて説明・農地中間管理機構を通じた農地の貸借等についてフロー図を用いて説明するとともに、地域計画の区域内の農地であること、効率的利用要件及び農作業常時従事要件を満たす必要があることについて説明・農地法41条の利用権の取得と農用地利用集積等促進計画の同意の取扱いについて、手順とともに説明・賃貸借契約等の解除の要件について、中間管理法と農地法に分けて説明（新規）・経過措置として行われる農用地利用集積計画の概要と作成の手順について記載 |
| **ⅳ　農業振興地域の整備に関する法律****１　農業振興地域制度の仕組み** | ・農用地区域に編入すべき土地、農地転用のための農用地区域からの除外の要件を追加 |

※）上記の他にも統計データの更新、条ずれの修正、内容・表記等の見直しを行っています。